特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	母子保健法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法等関連法令に基づき、以下の事務を行っている。 ①妊娠届に基づく妊産婦への保健指導、乳幼児への保健指導 ②出生届に基づく産婦、新生児（未熟児を含む）への訪問指導 ③妊娠届及び妊婦健診・乳幼児健診の管理 番号法の別表に基づいて、弘前市は母子保健に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	○健康管理システム ○中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名システム） ○中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
保健師業務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表　第70項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、71の項、表80の項、95の項、112の項、155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-40-0205 FAX 0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 こども家庭課 子育て包括支援係 〒036-8003 弘前市大字駅前町9番地20 TEL　0172-37-3750 FAX 0172-37-1324

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子保健法に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手 作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	弘前市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 また、 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行った　ことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ-1②事務の概要	妊産	妊産婦	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-1②事務の概要	出生通知	出生届	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5①部署	健康づくり推進課	健康増進課	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5②所属長	健康づくり推進課長	健康増進課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-7請求先	経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当	企画部　法務文書課　法務文書係	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-8連絡先	健康福祉部 健康づくり推進課 母子保健担当	健康こども部　健康増進課 母子保健担当・育児支援担当	事後	
令和1年12月27日	Ⅰ-4②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】なし	○番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】69の2	事前	
令和3年3月11日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	母子管理ファイル、乳幼児健診ファイル、妊婦相談・指導業務、産婦相談・指導業務、乳幼児	保健師業務ファイル	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-1③システムの名称	○健康管理システム ○団体内統合宛名システム	○健康管理システム ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名シス	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一　第49項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別する	○番号法第9条第1項　別表第一　第49項	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-4②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第30条第8項、第38条の3	○番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-7請求先	TEL　0172-35-1137	TEL　0172-40-0205	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	2021/1/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	2021/1/1	2021/11/1	事後	
令和5年2月17日	Ⅰ-8連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 母子保健担当	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 母子保健係	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	2022/11/1	2023/11/1	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	2022/11/1	2023/11/1	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ-1②事務の概要	番号法の別表第二	番号法第19条第8号	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一　第49項	○番号法第9条第1項　別表　第70項	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ-4②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、71の項、表80の項、95の項、112の項	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ-5①部署	健康増進課	こども家庭課	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ-5②所属長	健康増進課長	こども家庭課長	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ-8連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 母子保健係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL　0172-37-3750 FAX 0172-37-7749	弘前市役所 健康こども部 こども家庭課 子育て包括支援係 〒036-8003 弘前市大字駅前町9番地20 TEL　0172-37-1323 FAX 0172-37-1324	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	2023/11/1	2024/11/1	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	2023/11/1	2024/11/1	事後	
令和7年3月4日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		様式の変更に伴い項目が追加された。内容は評価書の通り	事後	
令和7年3月4日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		様式の変更に伴い項目が追加された。内容は評価書の通り	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	2024/11/1	2025/12/1	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	2024/11/1	2025/12/1	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-4②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、71の項、表80の項、95の項、112の項、155の項	事後	
令和8年2月20日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	・特定個人情報の記載がある申請書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	